

学 則

第4章 教育課程、授業時数及び教員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1（自動車整備科）、別表2（一級自動車工学科）、別表3（スポーツメカニクス科）、別表4（国際自動車整備科）とする。

(始業及び終業)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始 業	9時25分
終 業	17時40分

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

(1) 校 長	1名
(2) 教 員	21名以上
(3) 講 師	若干名
(4) 事務職員	若干名
(5) 学 校 医	1名

2. 校長は、校務全般を担当し、所属教職員を監督する。